

障害者福祉課

議案第10号

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例について

障害保健福祉センター分館の新規整備及び障害保健福祉センターで実施する自立訓練の利用対象者拡大のため、港区立障害保健福祉センター条例（平成9年港区条例第56号）の一部を改正します。

1 背景等

障害保健福祉センター（以下「センター」といいます。）で行う生活介護や放課後等デイサービスの利用者増加を踏まえ、事業の定員を拡大するため、公の施設として障害保健福祉センター分館（以下「分館」といいます。）を整備し、センターの一部事業（地域活動支援センター事業の一部、就労継続支援の一部、発達障害者生活訓練）を移転します。

また、センターで実施している自立訓練は、身体障害者であることが利用条件となっていますが、近年、高次脳機能障害者など身体障害者以外の利用希望が高まっていることを受け、障害の種別にかかわらず、自立訓練を利用できることとします。

2 改正内容

- （1）新たに整備する分館の名称、位置及び実施する事業を定めます。
- （2）自立訓練を利用できるものの範囲を拡大します。
- （3）その他規定の整備

3 施行期日

- 2（1）、（3）については、区規則で定める日（令和9年4月1日予定）
- 2（2）については、令和8年4月1日

港区立障害保健福祉センター条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
港区立障害保健福祉センター	(略)
港区立障害保健福祉センター分館	東京都港区芝四丁目十八番七号

(事業)

第三条 センター(港区立障害保健福祉センター分館(以下「分館」という。))を除く。)は、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

一〜六 (略)

(前略)

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
港区立障害保健福祉センター	(略)

(事業)

第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

一〜六 (略)

七 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第十一条に規定する社会生活への適応のために必要な訓練(以下「発達障害者生活訓練」という。)

<p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p>	<p>2 分館は、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 前項第一号及び第五号に掲げる事業</p> <p>二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十一条に規定する社会生活への適応のために必要な訓練（以下「発達障害者生活訓練」という。）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</p>
<p>(中略)</p> <p>(施設)</p> <p>第四条 センター（分館を除く。）に、次の施設を置く。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(利用できるものの範囲)</p> <p>第七条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p>

<p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p>	
<p>(中略)</p> <p>(施設)</p> <p>第四条 センターに置く施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(利用できるものの範囲)</p> <p>第七条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p>

<p>一〇三 (略)</p> <p>四 自立訓練 次のいずれかに該当する十八歳以上の者</p> <p>イ 受給者証の交付を受けた者</p> <p>ロ 身体障害者福祉法第十八条第一項及び知的障害者福祉法第十五条の四の規定によりセンターの自立訓練の措置を受けた者</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>二〇三 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第一項第四号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 自立訓練 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 身体障害者であつて、受給者証の交付を受けたもの</p> <p>ロ 身体障害者福祉法第十八条第一項の規定によりセンターの自立訓練の措置を受けた身体障害者</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>二〇三 (略)</p> <p>(後略)</p>
---	--